

教えて！

# 市民税・県民税(住民税)の 主な税制改正内容

物価高への対応の観点から、給与所得控除の引き上げなどが行われ、令和8年分以後の所得税や令和9年度以後の住民税に適用されます。今回は、主な改正ポイントについて紹介します。

◎問い合わせ 市民税課 ☎23-2123

## 給与所得控除について

最低保障額が、74万円(現行65万円)に引き上げ。  
※引き上げ額のうち、5万円は2年間の時限措置

## ひとり親控除について

令和10年度分以後の個人住民税について、33万円(現行30万円)に引き上げ。

## 所得控除の要件も変わります

●配偶者控除・扶養控除  
同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額要件が、62万円(現行58万円)以下に引き上げ。

## ひとり親控除

ひとり親が生計を一にする子どもの総所得金額等の合計額が、62万円(現行58万円)以下に引き上げ。

## 勤労学生控除

勤労学生の合計所得金額が89万円(現行85万円)以下に引き上げ。

## 住宅ローン控除の適用期限が延長されます

令和12年末までに入居した人を対象に、住宅ローン控除の適用期限が5年延長されます。



## ふるさと納税の特例控除限度額が変わります

令和10年度分以後の個人住民税について、特例控除額の控除限度額が、現在の個人住民税所得割額の2割から、同2割と193万円(給与収入1億円相当)とのいずれか低い金額が適用されます。  
※詳しい改正内容は、総務省ホームページを確認ください



# 押印見直しで手続きをもっと簡単に！

◎問い合わせ 総合政策課 ☎23-7161

## 9割の手続きが押印不要！

市では、手続きをする人の負担を軽減するため、申請書などの押印の見直しに取り組んでいます。  
4月1日時点で、押印無しで手続き可能なものが3151種類、押印が必要な手続きが129種類と、9割以上が押印無しで手続きできます。

## 見直しの例外

- 押印することが法令などに定められている
- 登記印または登録印が必要
- 高齢者や障がい者への配慮を要する

## 注意点

押印無しで手続きできるものであっても、申請者の署名が無い場合には、申請者の意思確認のため、申請者の押印が必要となる場合があります。  
※詳しくは、市ホームページを確認ください



総合政策課	企業版ふるさと納税の寄附申出など
契約課	競争入札参加資格申請 など
危機管理課	災害救助資金融資申請 など
市民課	印鑑登録 など
資産税課	未登記家屋納税義務者変更届 など
福祉課	災害援護資金借用 など
農政課・農業委員会事務局	農地中間管理機構に関する手続きなど
畜産課	肉用肥育素牛購入資金借入申請など
住宅施設課	市営住宅入居の手続き など

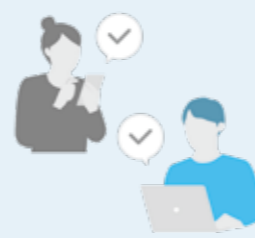
## 都城税務署からのお知らせ

●相談は事前予約が必要です  
書類や事実関係を確認する必要がある場合など、国税庁ホームページにあるチャットボットやタックスアンサー、電話相談センターで解決が困難な内容は、面接にて相談を受け付けています。  
問都城税務署 ☎22-4377  
※音声案内で「2」を選択ください



## 自宅で完結！キャッシュレス納付

国税庁では、利便性向上のため自宅で完結するキャッシュレス納付を推進しています。振替納税やダイレクト納付など、窓口に行かずに納税できる方法をぜひ利用ください。  
※詳しくは、国税庁ホームページを確認ください  
問国税相談専用ダイヤル ☎0570-0015901  
8時30分～17時 ※土・日曜日、祝日を除く



# ご存知ですか 固定資産税の減額制度

住宅を省エネや耐震などのために改修した場合、条件を満たすことで翌年度分の固定資産税を減額する制度があります。  
◎問い合わせ 資産税課 ☎23-2124

## 長期優良住宅化改修

耐震改修または省エネ改修工事によって長期優良住宅の認定を受けている住宅 ※賃貸住宅を除く  
店舗等併用住宅の場合、床面積の2分の1以上が居住用の住宅

## マンションの大規模改修

次の①②のいずれかに該当し、新築された日から20年以上経過した10戸以上のマンションで、過去に長寿命化工事(外壁塗装等工事や床防水工事、屋根防水工事を行っているもの)  
①都道府県知事などの認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の引上げを行ったもの  
②都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行ったもの

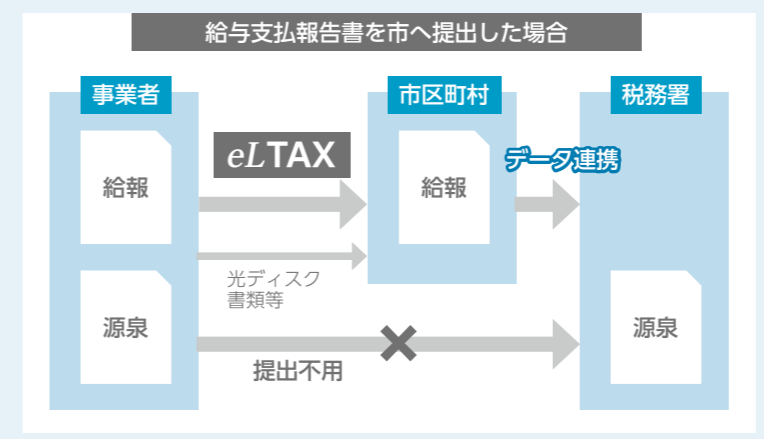
## 申請方法

改修後3カ月以内に、領収書や改修工事前後の写真などを添付して申請ください。  
※内容により添付書類が異なり、3月31日以前改修分は要件も異なります。詳しくは、市ホームページを確認の上、必ず着工前に連絡ください



## 給与所得の源泉徴収票などに関する重要なお知らせ

給与所得の源泉徴収票や給与支払報告書、法定調書合計表は、令和8年分以降、事業者の皆さまへ郵送する年末調整関係書類に同封せず、市町村・税務署窓口への用紙設置もありませんのでご注意ください。  
また、令和9年1月以降、給与支払報告書を市町村へ提出した場合、源泉徴収票を税務署へ提出したものとみなされるため、源泉徴収票の税務署への提出は不要です。



※手書き用の用紙が必要な場合は国税庁ホームページから取得できます